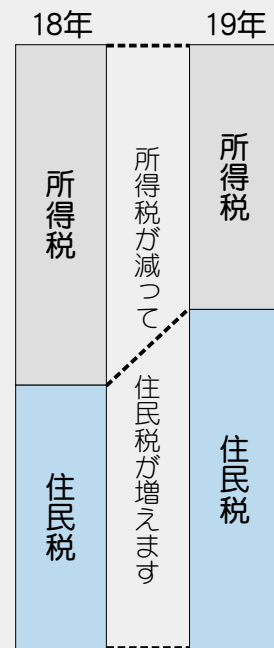


【19年から個人住民税と所得税の負担割合が変わります】

【図1】 所得税と住民税の割合



【表1】 個人住民税の税率(19年度以降適用)

上段: ①税率
下段: ②控除額

| 課税所得金額 | 18年度以前 | | 19年度以降 | |
|-------------------|------------------|----------------|--------|-----|
| | 市民税 | 県民税 | 市民税 | 県民税 |
| 200万円以下 | 3% | 2% | 6% | 4% |
| 200万円超 700万円以下 | 8% -100,000円 | | | |
| 700万円超 | 10% -240,000円 | 3% -70,000円 | | |

【表2】 所得税の税率(19年分以降適用)

| 課税所得金額 | 18年分以前 | | 19年分以降 | |
|---------------------|--------|-------------|--------|-------------|
| | ①税率 | ②控除額 | 税率 | 控除額 |
| 195万円以下 | 10% | | 5% | |
| 195万円超 330万円以下 | | | 10% | -97,500円 |
| 330万円超 695万円以下 | 20% | -330,000円 | 20% | -427,500円 |
| 695万円超 900万円以下 | | | 23% | -636,000円 |
| 900万円超 1,800万円以下 | 30% | -1,230,000円 | 33% | -1,536,000円 |
| 1,800万円超 | 37% | -2,490,000円 | 40% | -2,796,000円 |

※税額=課税所得額×①税率-②控除額

【負担額のめやす】

市県民税と所得税では、基礎控除や扶養控除など人的控除額に差があるので、それぞれの税額を合算した場合、税負担に変動が生じないよう調整されます。実際には、平成19年から定率減税制度が廃止されるので、市県民税額と所得税額の合計は、改正前と改正後で同一とはなりません。

- 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
- 給与所得者・夫婦と子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとして計算しています。

■給与所得者 <独身者の場合>

| 給与収入 | 所得税 | | 個人住民税 | | 所得税+個人住民税 | | |
|-------|----------|----------|----------|----------|-----------|----------|---------|
| | 18年分 | 19年分 | 18年度分 | 19年度分 | 18年(度)分 | 19年(度)分 | 増減 |
| 300万円 | 111,600円 | 62,000円 | 63,600円 | 130,500円 | 175,200円 | 192,500円 | 17,300円 |
| 400万円 | 169,200円 | 94,000円 | 93,200円 | 194,500円 | 262,400円 | 288,500円 | 26,100円 |
| 500万円 | 232,200円 | 160,500円 | 154,700円 | 264,500円 | 386,900円 | 425,000円 | 38,100円 |
| 600万円 | 295,200円 | 230,500円 | 219,500円 | 334,500円 | 514,700円 | 565,000円 | 50,300円 |

■給与所得者 <夫婦と子ども2人の場合>

| 給与収入 | 所得税 | | 個人住民税 | | 所得税+個人住民税 | | |
|-------|----------|---------|----------|----------|-----------|----------|---------|
| | 18年分 | 19年分 | 18年度分 | 19年度分 | 18年(度)分 | 19年(度)分 | 増減 |
| 300万円 | 0円 | 0円 | 12,300円 | 13,000円 | 12,300円 | 13,000円 | 700円 |
| 400万円 | 44,100円 | 24,500円 | 41,900円 | 69,500円 | 86,000円 | 94,000円 | 8,000円 |
| 500万円 | 107,100円 | 59,500円 | 74,300円 | 139,500円 | 181,400円 | 199,000円 | 17,600円 |
| 600万円 | 170,100円 | 94,500円 | 116,800円 | 220,500円 | 286,900円 | 315,000円 | 28,100円 |

■年金受給者 <65歳以上の夫婦の場合>

| 年金収入 | 所得税 | | 個人住民税 | | 所得税+個人住民税 | | |
|-------|----------|---------|---------|----------|-----------|----------|---------|
| | 18年分 | 19年分 | 18年度分 | 19年度分 | 18年(度)分 | 19年(度)分 | 増減 |
| 200万円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 250万円 | 37,300円 | 20,700円 | 27,700円 | 50,500円 | 65,000円 | 71,200円 | 6,200円 |
| 300万円 | 79,200円 | 44,000円 | 49,300円 | 97,000円 | 128,500円 | 141,000円 | 12,500円 |
| 350万円 | 116,800円 | 64,900円 | 68,500円 | 138,700円 | 185,300円 | 203,600円 | 18,300円 |



地方に合った行政サービスを展開するため、三位一体改革の一環として税源移譲が行われます(写真: 11月11日、あしる保育所生活発表会)

国から地方へ
税源移譲

19年度から税率が10%に

「あなたの住民税が変わります」

どうして変わるの？

テレビや新聞で「三位一体改革」という言葉を耳にした人も多いと思います。三位一体改革は、①補助金の廃止・縮減や、それに見合った額を国から地方に「税源移譲」する、②税源移譲により地方の自主財源を強化し、地方交付税への依存を低下させるなどの目的があります。平成19年度から、三位一体改革の税源移譲に伴い、皆さんが納めている所得税(国税)と住民税(市県民税)の負担割合が変わります。簡単にいうと、所得税が減って、その分の市県民税が増えることになり、合わせた税額は基本的に変わりません(図1)。

どのように変わるの？

個人住民税は、均等な額を負担する「均等割」と、その人の所得額に応じて負担する「所得割」で構成されています。今回は、所得割の税率が変わることになります。18年度までは、住民税所得割の税率が課税所得に応じて3段階(5割、10割、13割)になっていました。19年度からは、一律10割(市民税6割、県民税4割)になります(表1)。

税負担は増えるの？

住民税の税率が変わると

【課税所得とは】 個人の給料や事業収入などは、税法上「収入」と呼ばれます。課税所得は、収入から給与であれば給与所得控除、事業の場合は必要経費のほか、諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この課税所得に税率をかけた金額が、税額となります。

いつから変わるの？

この改正で、個人市県民税は19年6月の徴収分から適用されます。所得税は給与、年金受給者が19年1月の源泉徴収分からとなり、事業所得者は、20年3月の確定申告から適用になります。詳しくは、市企画総務部税務課市民税係(☎76-2111、内線1242、1247)まで。

もに、所得税の税率も現在の4段階から6段階に変わります(表2)。例えば、課税所得150万円の場合、個人住民税所得割の税率が5割から10割に引き上げられます。一方、所得税の税率が10割から5割に引き下げられるので、合わせた税額は基本的に変わりません。ただし、19年に定率減税が廃止されるため、その分の税負担は増加します。